



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県物品取扱規則の一部を改正する規則	物 品 管 理 室
○長崎県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則	”
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	”
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	”
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	”
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	”
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	”
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づく指定自立支援医療機関の休止（2件）	”
・使用料徴収事務の委託	新 産 業 創 造 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
◎ 公 告	
・肥料登録の有効期間の更新	農 業 経 営 課
◎ 選挙管理委員会告示	
○長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正	選挙管理委員会書記室
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施（2件）	長崎県公立大学法人

規 則

長崎県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第9号

長崎県物品取扱規則の一部を改正する規則

長崎県物品取扱規則（平成20年長崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第10号中「㊟」を削る。

様式第12号の2及び様式第12号の3中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に改正前の長崎県物品取扱規則によりした手続その他の行為で、改正後の長崎県物品取扱規則に相当の規定があるものについては、同規則の相当の規定によってした手続その他の行為とみなす。

長崎県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第10号

長崎県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則

長崎県物品調達基金管理規則（平成28年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
おおすみ内科医院	大角 光彦	長崎県諫早市山川町2-1	令和3年1月1日	令和8年12月31日
医療法人 くすのき会 ふじもとこどもクリ ニック	医療法人 くすのき会 理事長 藤本 美佐子	長崎県大村市大川田町363番地 1	令和3年1月1日	令和8年12月31日
医療法人 すだこども クリニック	医療法人 すだこども クリニック 理事長 須田 正智	長崎県大村市植松3丁目608番 地5	令和2年12月3日	令和8年12月2日
なか歯科医院	医療法人 白水会 理 事長 仲 貴之	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1830番地2	令和2年12月1日	令和8年11月30日
医療法人 楓 つかざ き皮ふ科	医療法人 楓 理事長 塚崎 智雄	長崎県西彼杵郡時津町浦郷436 番地5	令和3年1月1日	令和8年12月31日
社会福祉法人幸生会 諫早療育センター	社会福祉法人幸生会 理事長 村川 喜信	長崎県諫早市有喜町537番地2	令和2年12月1日	令和5年3月31日

まい調剤薬局	有限会社 グロウ 代 表取締役 中江 公成	長崎県島原市坂上町7543-3	令和2年8月5日	令和8年8月4日
--------	--------------------------	-----------------	----------	----------

長崎県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	松浦中央病院附属訪問 看護ステーション	独立行政法人地域医療機能 推進機構 理事長 尾身 茂	長崎県松浦市志佐町浦免 856番1号	所在地変更	令和2年11月1日
新			長崎県松浦市志佐町浦免 856番1		

長崎県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
小浜海月薬局	合同会社SHO 代表 社員 森山 由海	長崎県雲仙市小浜町北本町1682-16	令和2年12月1日
医療法人 須田小児科医院	医療法人須田小児科 医院 理事長 須田 正智	長崎県大村市植松3丁目609番地2	令和2年12月2日
なか歯科医院	仲 貴之	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1830-2	令和2年11月30日

長崎県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
医療法人 森齒科 医院	長崎県松浦市今福 町北免2009-25	医療法人 森齒科医 院 理事長 森 隆	長崎県松浦市今福 町北免2009-25	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	令和2年9月1日
諏訪薬局 峯の平 店	長崎県大村市上諏 訪町838-1	有限会社諏訪薬局 代表取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市乾馬 場町843-9	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	令和3年1月1日
諏訪薬局 三城店	長崎県大村市乾馬 場町843-9	有限会社諏訪薬局 代表取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市乾馬 場町843-9	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	令和3年1月1日
諏訪薬局 スワ店	長崎県大村市諏訪 2丁目658-22	有限会社諏訪薬局 代表取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市乾馬 場町843-9	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	令和3年1月1日
諏訪薬局 古賀島 店	長崎県大村市古賀 島町110-68	有限会社諏訪薬局 代表取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市乾馬 場町843-9	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	令和3年1月1日

長崎県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	田中 志歩	長崎県諫早市多良見 町化屋327番地125			令和2年12月1日
あん摩マツ サージ指圧	中村 貞重	長崎県佐世保市万 津町4-2 DKハー バータウンマンショ ン203			令和2年11月6日
はり・きゅう	大久保 憲介	長崎県佐世保市松瀬 町849番地			令和2年11月6日

長崎県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 たくま医院	長崎市深堀町3丁目285番地3	令和3年2月1日

長崎県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みなと薬局	松浦市志佐町浦免872-2	令和3年2月1日
はくあい堂しんわ薬局	島原市親和町丁3565-8	令和3年2月1日

長崎県告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ピエテ訪問看護ステーション	長崎市上銭座町11番27号 コーポ橘103号室	令和3年2月1日
南島原市社協 訪問看護ステーション ラポール	南島原市有家町石田8番地46	令和3年2月1日

長崎県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ひかり診療所	諫早市福田町357-4	令和3年2月1日

長崎県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新

した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
保険調剤薬局 唐薬一二 古川町店	長崎市銀屋町3-20	令和3年2月1日
ヤクシン薬局 ぎんれい店	長崎市鍛冶屋町2-11銀嶺ビル1F	令和3年2月1日
日本調剤佐世保中央薬局	佐世保市島瀬町10-9 イオンショッピングセンター4F	令和3年2月1日
三気堂薬局 松浦店	松浦市志佐町浦免字八龍田1729-5	令和3年2月1日
あかさき薬局	佐世保市赤崎町296	令和3年2月1日

長崎県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として指定した指定自立支援医療機関（薬局）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1項の規定に基づく休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
そうごう薬局 諫早久山台店	諫早市久山台10-1	令和2年11月1日

長崎県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として指定した指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1項の規定に基づく休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーション あいぼ	長崎市昭和2丁目4番3号	令和3年1月31日

長崎県告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和3年1月6日
- 2 受託者の住所及び氏名
東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭

3 委託事務の内容

長崎県東京産業支援センター条例（平成17年長崎県条例第65号）第11条に規定する使用料の徴収

4 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

長崎県告示第105号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたとので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

加入区	漁業の区分
長崎市新三重加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上100トン未満であるものをいう。）
宇久小値賀第1加入区	笛吹郷西の区域の小型合併漁業（主として沖合一本釣り及び延縄を営む漁業。）
美津島町第1加入区	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
峰町東部加入区	佐賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第106号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 農政課関係						1 農政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～3 略						1～3 略				
4	飲食店における衛生管理等改善推進事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるインバウンド需要の減少に伴い、売上げが減少している飲食店に対し、衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装	次に掲げる事業に要する経費 1 衛生管理に必要な設備の導入に要する経費 2 衛生管理の徹底・改善に係る店舗の改装等に要する経費 (1) 設計に要する経費 (2) 改装等に要する経費	2分の1以内	飲食店						

		等を支援する。			
5	令和2年台風第9号及び第10号により被災した農業用ハウス・畜舎等の復旧対策支援事業補助金	新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動が停滞する中、令和2年台風第9号及び第10号に伴う強風及び大雨により被災した農業者の負担軽減と早期の営農再開を図るため、被災した農業用ハウス・畜舎等の復旧対策を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 農産物の生産に必要な施設（農業用ハウス、畜舎、堆肥舎、加工施設等）の再建及び修繕や農業用機械の取得及び修繕に係る経費 (2) 農産物の生産に必要な共同利用施設（集出荷施設、畜舎、堆肥舎等）等の再建及び修繕に係る経費	被災時に共済等に加えの場合には10分の3以内 被災時に共済等に非加入の場合は100分の15以内	市町

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略				
24	県内農畜産物消費拡大対策事業費補助金	1 県内農畜産物の消費拡大支援 (1) 県産農畜産物の消費拡大を喚起するために必要な広報活動 2 花き活用拡大の取組支援 (1) 自治体や学校、企業等における花きの活用拡大を通じた日常生活での需要喚起	1 2分の1以内。 ただし、2,500千円を限度とする。 2 2分の1以内。 ただし、花代のみとす	長崎県農業協同組合中央会 長崎県花き振興協議会

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略				

			起 (2) 主要な空 港、駅、観 地等におけ る花きの活 用拡大を通 じた国内外 の需要喚起 3. ウェブ等構 築支援 (1) ウェブサ イトの制作 ・広報等に かかる経費	る。 3 定 額	長崎県 花き振 興協議 会
25	長崎県 営農再 開緊急 対策事 業費補 助金	令和2年 7月豪雨 により発 生した浸 水等の影 響により 、栽培し ていた作 物の流出 等、甚大 な被害が 生じてい ることか ら、早急 な営農再 開に向 けた取組 を支援す る。	令和2年度中の 営農再開に必要 な生産資材（種 子・種苗、肥料 等の消費材に限 る。）の購入に 要する経費	6分の 1以内 。ただ し、市 町の負 担する 額の範 囲内と する。	市町
26	加工業 務用野 菜産地 緊急支 援事業	新型コロ ナウイルス 感染症 の影響に より、需 要減とな り出荷で きなくな るなどの 影響を受 けた加工 業務用野 菜産地の 維持を図 る。	加工業務用野菜 を緊急的に青果 用へ転用するた めの以下の掛か り増し経費 1 出荷・調製 等にかかる経 費 2 梱包資材費 3 運送費 4 出荷調製用 機械の導入や 借上等にかか る経費	2分の 1以内	全国農 業協同 組合連 合会長 崎県本 部

13 農政課、農山村対策室、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略				

13 農政課、農山村対策室、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略				

<p>備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>6</u>の補助金等 農山村対策室、農業経営課及び畜産課</p> <p>(7) <u>7</u>の補助金等 林政課及び森林整備室</p> <p>(8) <u>8</u>の補助金等 林政課及び森林整備室</p>	<p>備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>7</u>の補助金等 農山村対策室、農業経営課及び畜産課</p> <p>(7) <u>9</u>の補助金等 林政課及び森林整備室</p> <p>(8) <u>10</u>の補助金等 林政課及び森林整備室</p>
--	---

公 告

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年2月5日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第664号	副産動物質肥料	DH魚肉蛋白濃縮有機液肥	窒素全量 6.3%	東京都中央区銀座3丁目4番1号	大鳳商事株式会社 代表取締役 伊藤 隆男	平成27年 2月20日	令和3年 2月20日 から 令和6年 2月19日 まで

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第2号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月5日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（県議会議員選挙及び県知事選挙の投票用紙の様式）（第4条関係）

<p>備考一 投票用紙におす長崎県選挙管理委員会の印は、刷</p> <p>二 投票用紙には、それぞれの選挙名を強調するため</p>	<p>候補者の氏名</p>	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>何 年 執 行</p> <p>何 選 挙 投 票</p>
---	---------------	---	---------------------------------

込式とする。
の表示を入れることができる。

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 長 崎 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印 </div>
--	--	--

第3号様式中「㊦」を削る。

第11号様式（その1）中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第11号様式（その2）中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第12号様式（その1）中「㊦」を削り、同様式中「注意」を「備考」に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第12号様式（その2）中「㊦」を削り、同様式注意を次のように改める。

備考

- 1 この届出は、長崎県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会にそれぞれ行うこと。
- 2 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第13号様式（その1）中「㊦」を削り、同様式中「注意」を「備考」に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第13号様式（その2）中「㊦」を削り、同様式注意を次のように改める。

備考

- 1 この届出は、長崎県選挙管理委員会並びに新事務所及び旧事務所の所在地の市町村選挙管理委員会にそれぞれ行うこと。
- 2 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第16号様式（その1）中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

ては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第16号様式（その2）中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第16号様式（その3）中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第17号様式（その1）中「印」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第17号様式（その2）中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第17号様式（その3）中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第19号様式（その1）中「印」を削る。

第19号様式（その2）中「印」を削り、同様式備考1中「自動車登録番号又は車両番号」を「自動車登録番号」に改める。

第19号様式（その3）及び第20号様式（その1）中「印」を削る。

第20号様式（その2）中「印」を削り、同様式備考4（2）中「510円48銭」を「525円6銭」に改める。

第23号様式（その1）中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 ビラを種類ごとに各々2枚添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第23号様式（その2）中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第25号様式中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第29号様式中「㊟」を削り、同様式注意を次のように改める。

備考

- 1 この申出書は、公営施設を利用して個人演説会を開催しようとする際に、開催日の2日前までに当該施設の所在地の市町村選挙管理委員会に提出すること。
- 2 ※受付欄は記入しないこと。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第30号様式中「㊤」を削り、同様式注意を次のように改める。

備考

- 1 この申出書は、公営施設を利用して政党演説会を開催しようとする際に、開催日の2日前までに当該施設の所在地の市町村選挙管理委員会に提出すること。
- 2 ※受付欄は記入しないこと。
- 3 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第31号様式中「㊤」を削り、同様式注意を次のように改める。

備考

- 1 この申出書は、公営施設を利用して政党等演説会を開催しようとする際に、開催日の2日前までに当該施設の所在地の市町村選挙管理委員会に提出すること。
- 2 ※受付欄は記入しないこと。
- 3 衆議院名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第32号様式中「㊤」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第34号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第35号様式中「㊤」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第37号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第38号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第39号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第40号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第43号様式中「㊤」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 推薦演説会ごとに申請すること。

2 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第48号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第52号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第55号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第56号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第61号様式中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学の電力調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校で使用する電力

契約電力 800 kW

年間予定使用電力量 1,545,000 kWh

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(4) 供給場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す予定契約電力及び使用電力量に応じた基本料金の単価及び電力料金の単価により算出した年間の合計金額とし、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する電力調達に依る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。
なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から8の入札期日までの間に文書で通知する。
（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。
（提出期限）令和3年2月22日（月）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ
（電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和3年2月16日（火）17時00分までの間（大学の休日を除く。）
（場所）4の部局とする。
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
郵送不可。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和3年3月10日（水）15時30分開始
（場所）長崎県立大学佐世保校大学院棟2階616教室
入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年2月5日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 2長大佐 第 10 号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 地域交流棟新築工事
- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和4年8月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：新築工事
主要用途：大学（地域交流棟）
構 造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造2階
規 模：延べ面積 2,698 m²
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 平成26年3月28日長崎県告示第437号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体

等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

(1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	3 者		
出 資 比 率	最小限度 20 %		
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員1	その他の構成員2
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。		
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が1000点以上、かつ主観点が30点以上であること。 イ 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が950点以上、かつ主観点が30点以上であること。	建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次の条件を満たすこと。 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上であること。	県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランク
年間平均完成工事高	建築一式工事において5億円以上	条件なし	
経営事項審査の審査基準日	令和2年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第3条に基づく入札参加資格者名簿に登載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了するものでないこと。		

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿に登載された営業所（以下「受任営業所」という）とする。なお、「営業所の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなるものは、本工事に関する入札・契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「名簿」とは、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿をいう。

(注3)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注4)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、令和3年6月1日（現場施工着手指定日）からとする（技術者の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から現場施工着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を協議できる）。

	代 表 構 成 員	その他の構成員 1	その他の構成員 2
同種工事の施工実績に関する条件	平成17年度から平成31年度に元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、1,300㎡以上の建築物の新築工事等（新築工事、増築工事又は改築工事で、建築一式工事を対象とする）の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。	条件なし	
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。	
	国 家 資格等	① 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を有すること。 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。	
	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。	
その他の条件	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。	条件なし	

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」（令和2年12月4日2建企第478号）に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他

の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に 関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	T E L 0956-59-6778 F A X 0956-47-6941	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的 要素に関する事項			

4 提出書類

- (1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ
- (2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ
 (キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする)
 - ② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。
 - ③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法	【交付期間】 令和3年2月5日（金）から 令和3年2月22日（月）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届出 書等の提出期間及び場 所	【提出期間】 令和3年2月8日（月）から 令和3年2月22日（月）まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する 質問期間等	【質問期間】 令和3年2月8日（月）から 令和3年2月24日（水）まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和3年2月26日（金）から	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答
入札日時及び場所	令和3年3月5日（金） 午後14時30分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 本館 1階102号教室
競争参加資格審査申請 書等の提出期間及び場 所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日 以内	3の入札等担当部局へ持参

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホー

ムページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて(31建企第369号 令和元年8月26日)」を準用するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)~(13)、(15)~(17)のいずれかに該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者(大学法人)より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1~10、13、14、17(1)(4)、18を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先

3の入札等担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一號

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
二一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
権島町八番十二號

株式会社
寺ク
田ク
宏リ
ン
弥ト